

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年4月22日
【会社名】	ポールトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社
【英訳名】	Poletowin Pitcrew Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小西 直人
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
【電話番号】	03(5909)7911(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部部長 山内 城治
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
【電話番号】	03(5909)7911(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部部長 山内 城治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年4月21日開催の当社第7回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年4月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金18円

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

(2) 取締役の責任に関する規定の変更

(3) 上記変更に伴う、条数の変更・字句の統一

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

監査等委員以外の取締役として、橘民義、小西直人、本重光孝、松本公三、津田哲治、橘鉄平及び山内城治を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、今井清明、高田秀雄、齊藤肇及び白井久明を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

監査等委員以外の取締役の報酬額を月額50,000千円以内とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を月額5,000千円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	123,846	5,265	0	(注)1	可決(94.75%)
第2号議案	123,749	5,362	0	(注)2	可決(94.68%)
第3号議案				(注)3	
橋 民義	123,965	1,431	3,715		可決(94.84%)
小西 直人	124,607	789	3,715		可決(95.34%)
本重 光孝	124,685	711	3,715		可決(95.39%)
松本 公三	124,866	530	3,715		可決(95.53%)
津田 哲治	124,846	550	3,715		可決(95.52%)
橋 鉄平	124,826	570	3,715		可決(95.50%)
山内 城治	128,541	570	0		可決(98.34%)
第4号議案				(注)3	
今井 清明	124,166	1,230	3,715		可決(95.00%)
高田 秀雄	123,658	1,738	3,715		可決(94.61%)
齊藤 肇	123,659	1,737	3,715		可決(94.61%)
白井 久明	123,712	1,684	3,715		可決(94.65%)
第5号議案	128,901	210	0	(注)1	可決(98.62%)
第6号議案	128,920	191	0	(注)1	可決(98.63%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

4. 「賛成」、「反対」及び「棄権」には、本総会当日に出席した株主の議決権の一部を含めておりません。

5. 「賛成の割合」は、「賛成」を本総会前日までの事前行使分及び本総会当日に出席した株主全員の議決権の数の合計数で除した値であります。なお、小数点第3位以下を四捨五入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び本総会当日に出席した株主のうち各決議事項に対する意思の表示の内容が確認できた一部の株主(大株主及び当社役員含む)が行使した議決権の数の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、それ以上の詳細な集計は行っておりません。

以上